

ひとり親世帯分の給付金を受取済みでない方へ  
子育て世帯生活支援特別給付金  
のご案内

子育て世帯の支援のため、**新たな給付金の支給**を実施します!

## 1 支給対象者

①と②の両方に当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

① 令和4年3月31日時点で  
**18歳未満の児童**(障害児の場合、**20歳未満**)  
を養育する父母等  
(※令和5年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

② { 令和4年度**住民税(均等割)が非課税**の方  
または  
令和4年1月1日以降の収入が急変し、  
**住民税非課税相当**の収入となった方

## 2 支給額

児童1人当たり 一律 **6万円** (国5万円+道1万円)

◎支給にあたっては、**申請が不要な場合**と**必要な場合**があります。

必ず裏面の支給手続きをご確認ください。

※お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ 厚生労働省  
コールセンター

0120-400-903

(受付時間:平日9:00~18:00)

■ 帯広市役所 市民福祉部  
こども福祉室こども課 手当医療給付係

0155-65-4160

(受付時間:平日8:45~17:30)



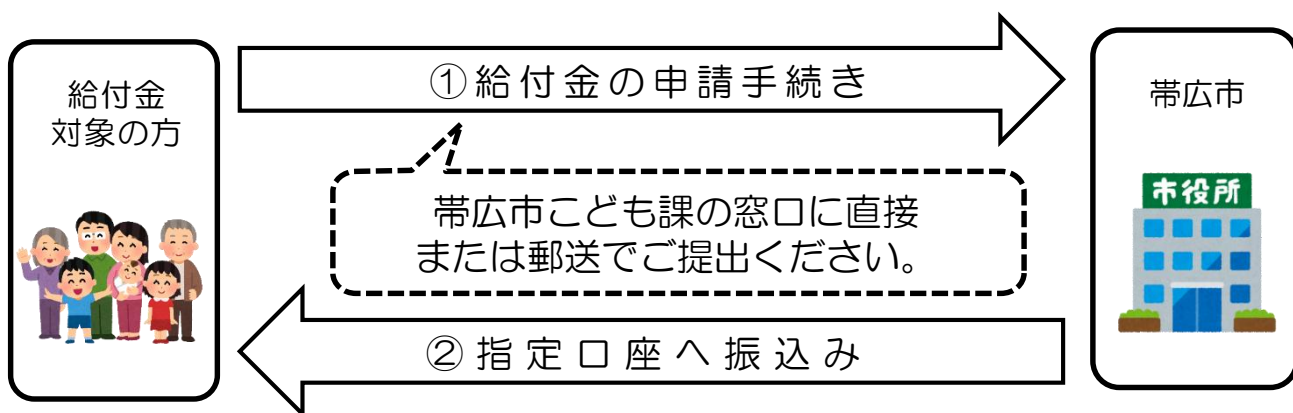
### 3 給付金の支給手続き

- I 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方
- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
  - ▶ 7月6日（水）以降、順次支給します。
- II 令和4年4月1日から令和5年2月28日生まれの児童を養育する方など新たに児童手当を受給される方で住民税非課税の方
- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
  - ▶ 7月29日（金）以降、順次支給します。
- III 上記以外の方  
（例.高校生のみ養育している方、収入が急変した方）
- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。  
（申請期限：令和5年2月28日（火）消印有効）
  - ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともにお住まいの市区町村の**窓口**に**直接**、または**郵送**でご提出ください。

○申請書提出先（7月6日受付開始）

〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地  
帯広市こども課手当医療給付係

- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に申請後一か月以内に振り込みます。



「子育て世帯生活支援特別給付金」の

**“振り込め詐欺” や “個人情報の詐取”** にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。